

2025(令和7)年3月14日

ハイタク事業における 総合安全プラン2025

～フォローアップ～

タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



全国ハイヤー・タクシー連合会

I. ハイタク事業における総合安全プラン2025の進捗状況

1. 削減目標

①乗客の死者数	ゼロ	②飲酒運転	ゼロ
③死者数	23人以下	④重傷者数	630人以下
⑤人身事故件数	6,060件以下	⑥出会い頭衝突事故件数	870件以下

2. 交通事故発生状況(法人タクシー)

(1) 交通事故件数、死亡事故件数

○ 2024(令和6)年中に発生した法人タクシーを第1当事者とする交通事故及び死亡事故件数

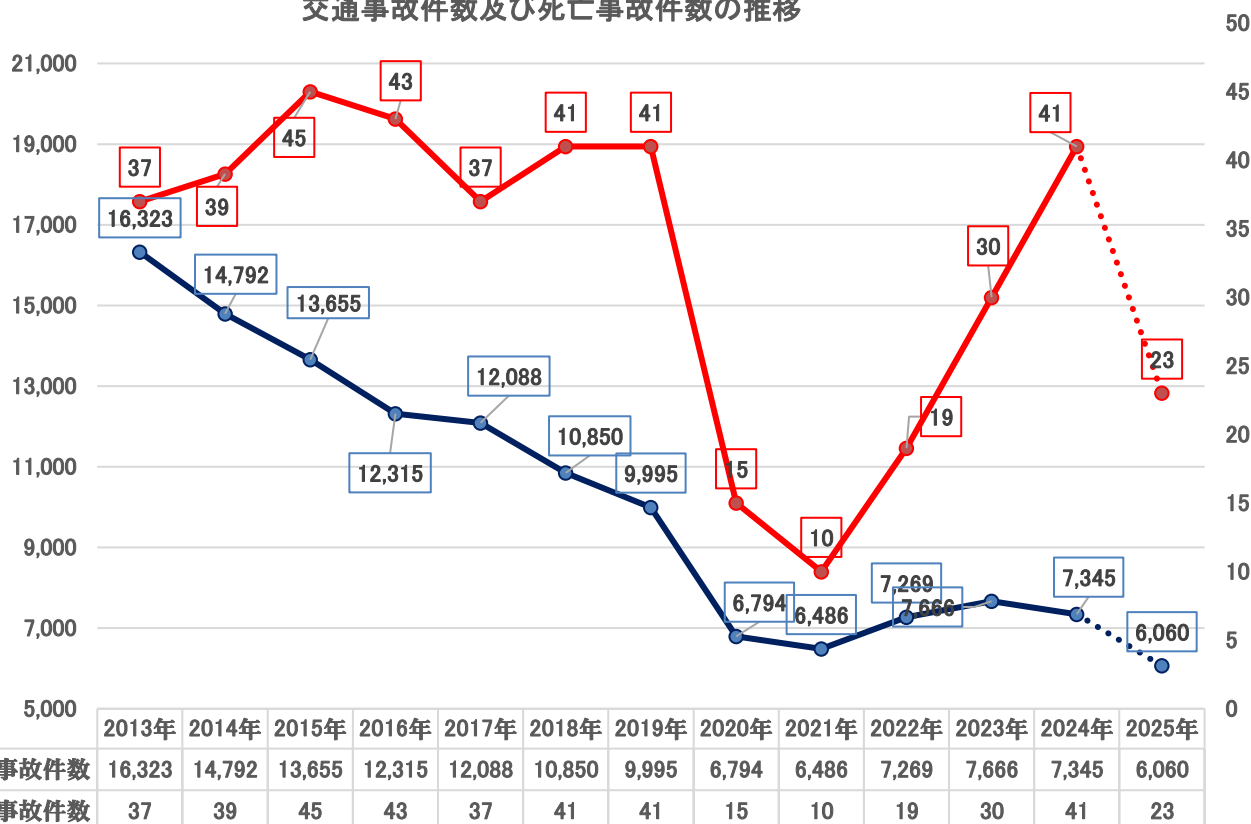
・交通事故発生件数 7,345件 前年比 -321件(-4.2%)

・死亡事故件数 41件 前年比 +11件(+36.7%)

* 人身事故件数は、2010年(平成22年)から12年連続して減少していたが、コロナ禍が落ち着いてきた2022(令和4)年は増加に転じた。

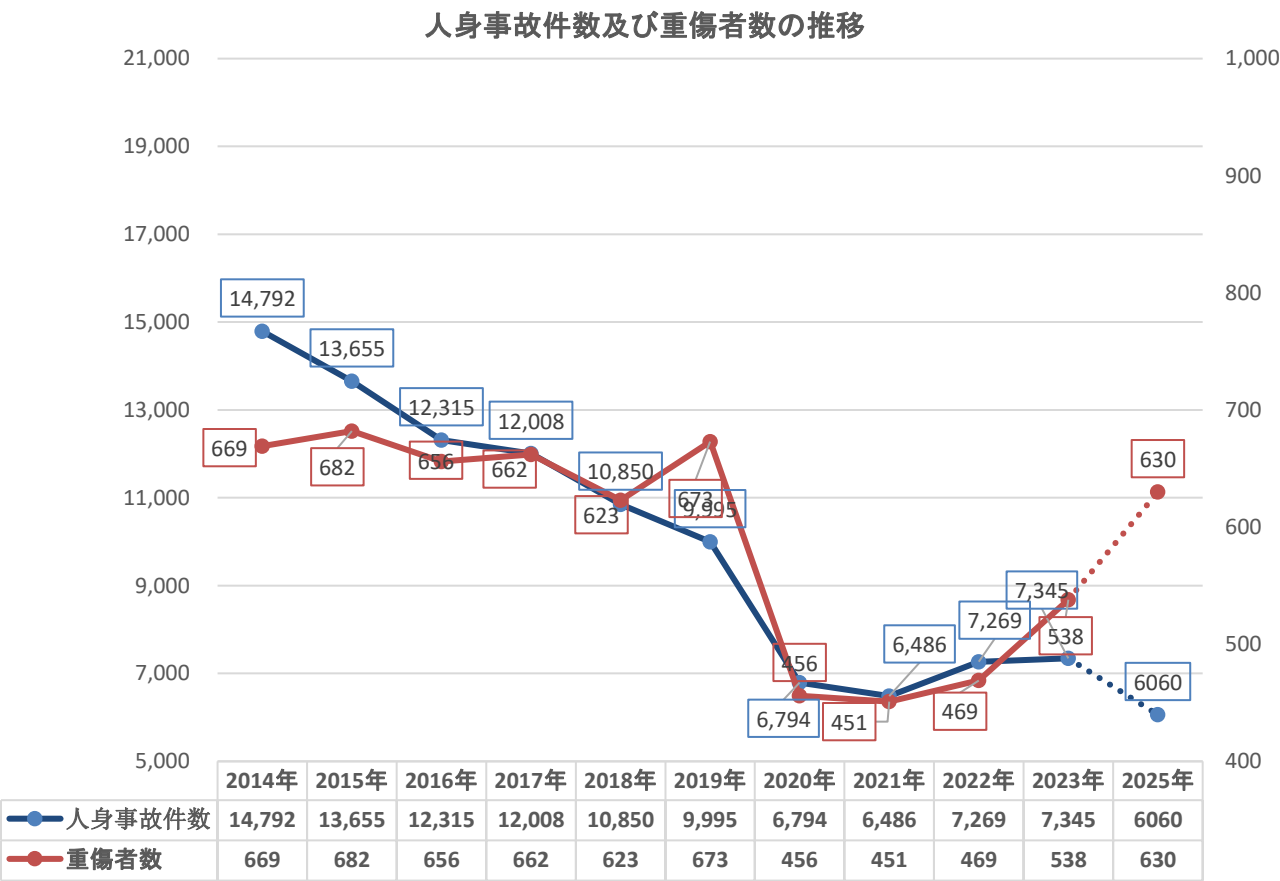
* 死亡事故件数は、コロナ禍の2020(令和2)年15件、2021(令和3)年10件と大幅に減少していたが、2022(令和4)年以降、大幅に増加し続けており、2024年中は3度(2月、6月、8月)にわたり、「安全運行の徹底」について、会長、交通安全委員長連名通達を発出。

交通事故件数及び死亡事故件数の推移



(2) 人身事故件数、重傷者数

- 2023(令和5)年中に発生した法人タクシーを第1当事者とする交通事故
 - ・ 交通事故発生件数 7,345件 前年比 -321件 (- 4.2%)
- 2023(令和5)年中に発生した法人タクシーを第1当事者とする重傷事故件数
 - ・ 重 傷 者 数 538人 前年比 + 69件 (+14.7%)
- * 重傷者数のデータは、2021(令和3)年以前は、個人タクシーとの合計数。

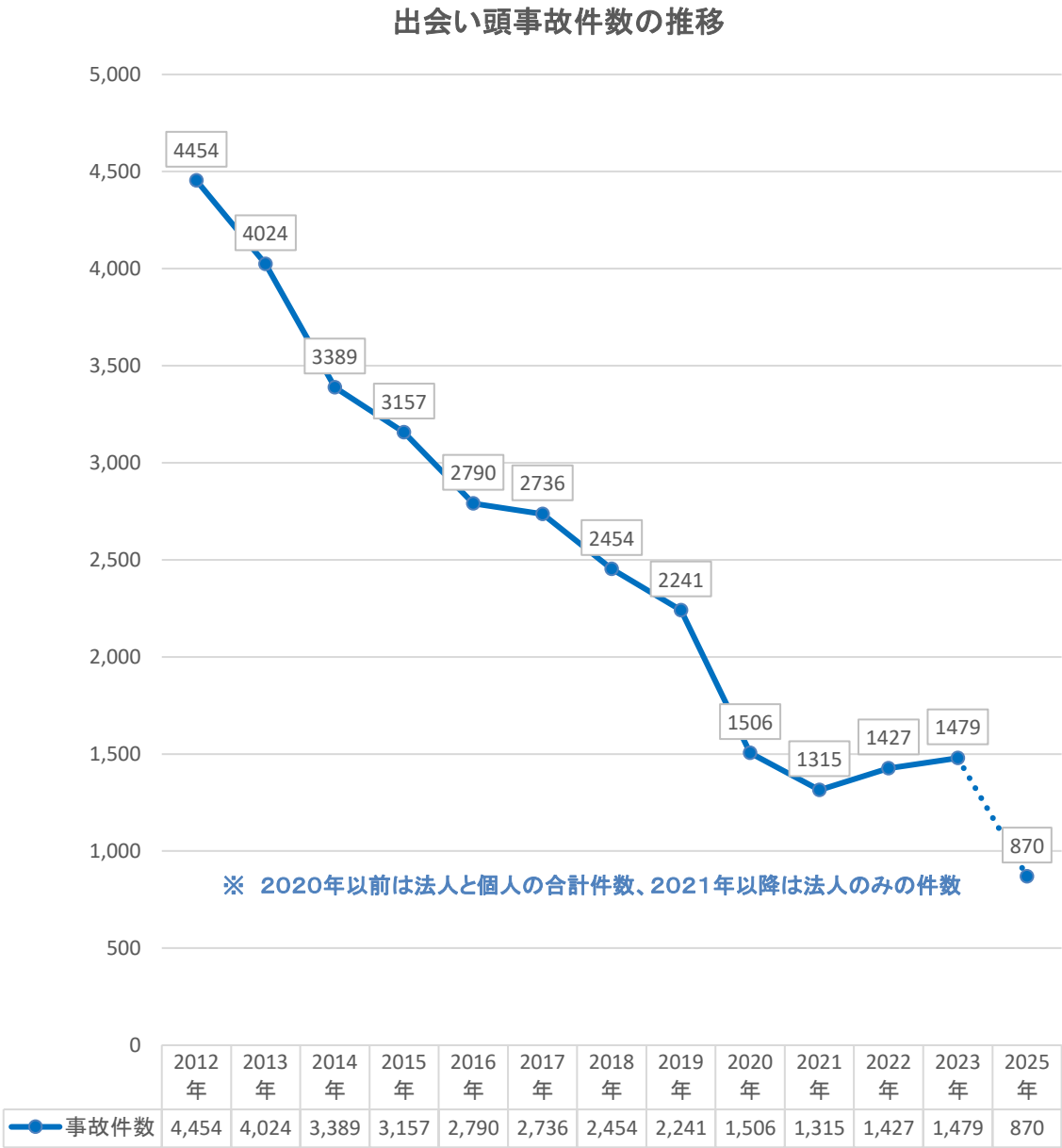


(3) 出会い頭事故件数

○ 2023(令和5)年中に発生した法人タクシーを第1当事者とする出会い頭事故件数

・ 出会い頭事故発生件数 1, 479件 対前年比+52件

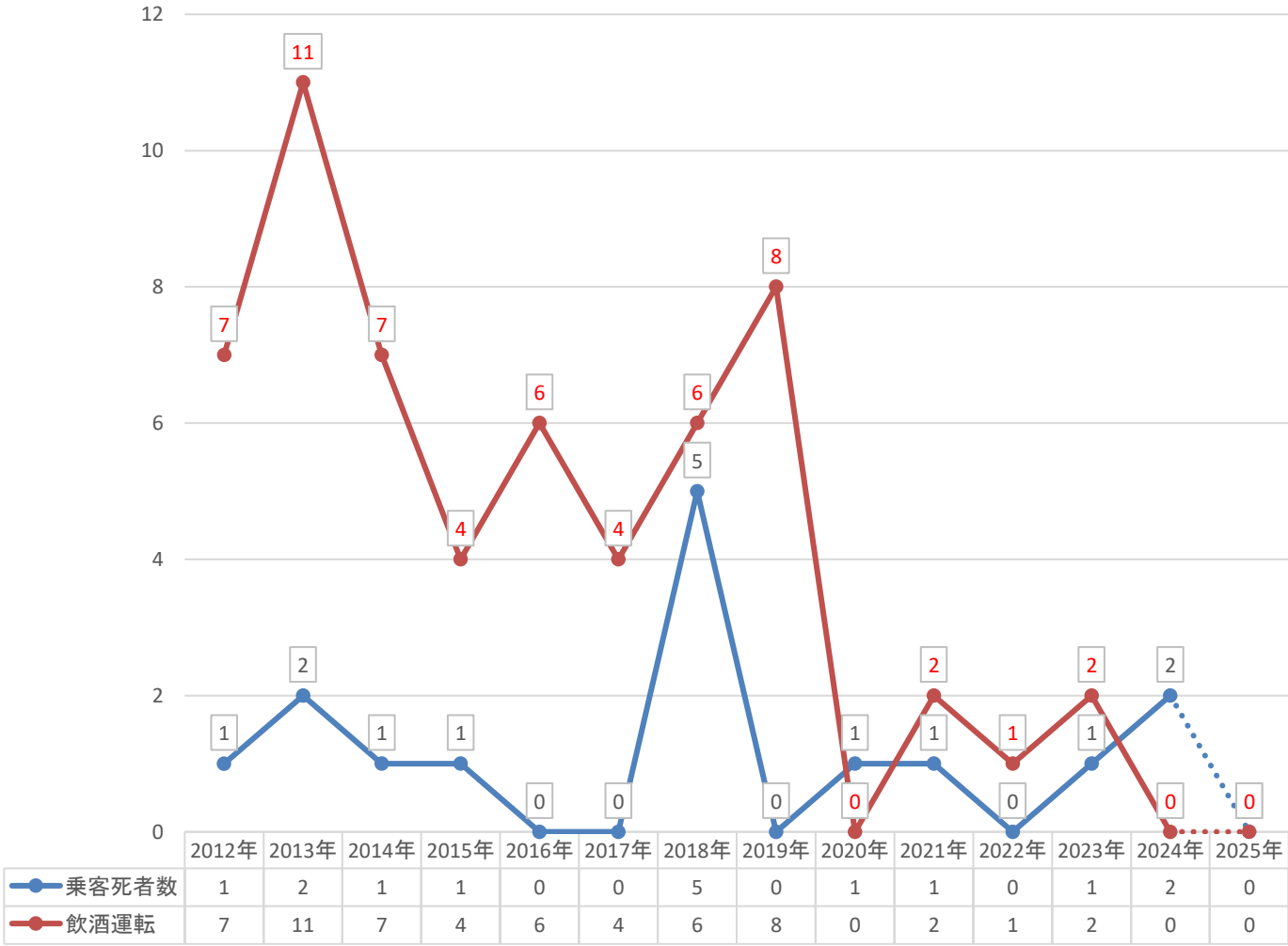
* 出会い頭事故件数のデータは、2020(令和2)年以前は、個人タクシーとの合計数。



(4) 乗客の死者数及び飲酒運転

- 乗客死者数ゼロ、飲酒運転ゼロは毎年必ず達成すべき目標として設定。
- 飲酒運転は、2012年(平成24年)以降減少傾向にあるが、2020年(令和2年)、2024年(令和6年)にゼロ件を達成。
- 乗客の死者数ゼロは、2012年(平成24年)以降、ゼロ件は6度あり。

乗客死者数及び飲酒運転件数の推移



※ 法人タクシーのみの件数
※ 出典:「国土交通省物流・自動車局メールマガジン事業用自動車安全通信」

3. 交通事故削減のための対策等

(1) タクシー適正化・活性化特別措置法に基づくタクシー事業の適正化の推進

長期的に輸送需要が低迷する中、車両数が増加するなどの影響もあり、運転者の労働条件が悪化



○ 輸送の安全等を確保するため、「タクシー適正化・活性化特別措置法」に基づき、タクシー事業の適正化(供給輸送力の削減)を推進

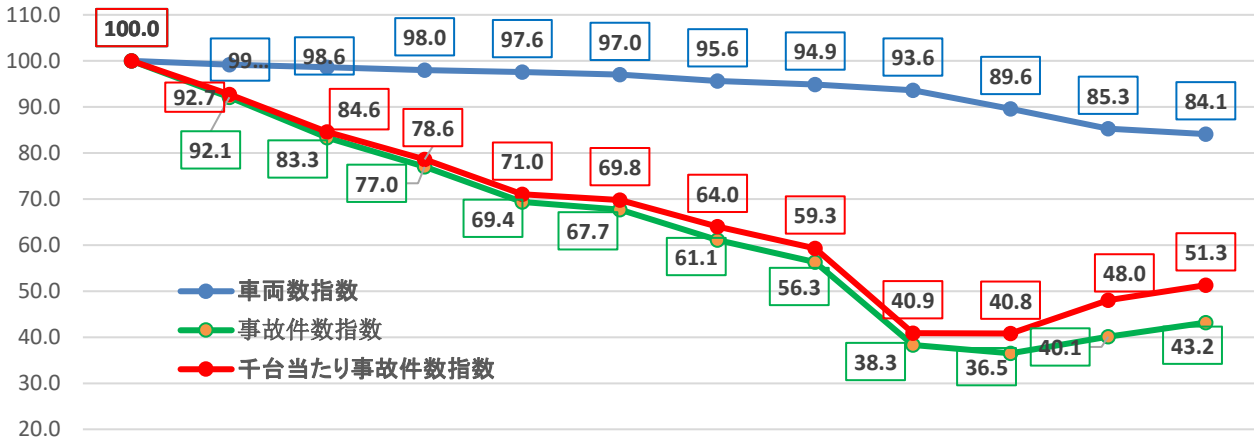
＜法人タクシー車両数＞

2012年3月末 205,683台 ⇒ 2023年3月末 173,041台(－32,642台)
(平成24年3月末) (令和5年3月末)

○タクシー車両の減少は、2012年(平成24年)から鈍化し、ほぼ横ばい状態で推移しているが、タクシー千台当たりの事故件数は、車両の減少が鈍化した2012年(平成24年)以降も毎年減少を続けていたが、コロナ禍明けの2022年(令和4年)以降増加傾向に転じている。

* 法人タクシー車両数は、一般タクシーとハイヤー及び福祉限定車両を含む。(自動車保有車両数月報)

法人タクシー車両千台当たりの事故件数



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
法人タク車両数	205,683	203,943	202,741	201,644	200,760	199,336	196,537	195,136	192,497	184,237	175,425	173,041
同上指数	92.6	91.8	91.3	90.8	90.4	89.8	88.5	87.9	86.7	83.0	83.7	84.1
法人タク事故件数	17,750	16,323	14,792	13,665	12,315	12,008	10,850	9,995	6,794	6,486	7,269	7,666
同上指数	87.8	80.6	73.0	67.4	60.8	60.2	53.6	49.4	33.5	32.0	37.9	43.2
千台当たり事故件数	86.3	80.0	73.0	67.8	61.3	60.2	55.2	51.2	35.3	35.2	41.4	44.3
同上指数	94.6	87.7	80.0	74.3	67.2	66.0	60.5	56.1	38.7	38.6	45.2	51.3

※法人タクシー車両数は、各年3月末現在数。(ハイヤーと福祉限定車両を含む)「自動車保有車両数月報」

※法人タクシー事故件数は、各年中の発生件数。(ハイヤーと福祉限定車両を含む)「交通事故分析センター」

(2) タクシー事故の特徴を踏まえた重点対策の推進

ア 出会い頭事故防止対策

- ◆ 2023(令和5)年中の法人タクシーによる交通事故は、7,666件で、そのうち、出会い頭事故は1,479件で約19.3%を占めている。

◆ 対策

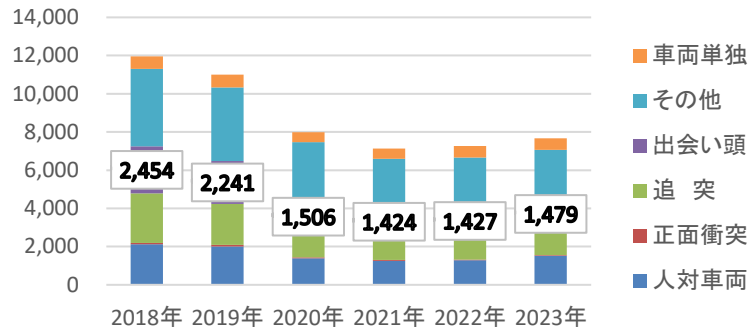
- ① 信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底
 - ・相手車優先時の交差点通過
⇒ 2段階停止の習慣づけ
 - ・自車優先時の交差点通過
⇒ アクセルからブレーキへの足乗せ換え動作の習慣づけ
- ② 管理者等による同乗指導

◆ 出会い頭事故の発生件数の推移

2018(平成30)年 2,454件(構成率20.5%)
2019(令和元)年 2,241件(構成率20.4%)
2020(令和2)年 2,454件(構成率20.5%)
2021(令和3)年 1,424件(構成率20.0%)
2022(令和4)年 1,427件(構成率19.6%)
2023(令和5)年 1,479件(構成率19.3%)

*()内は全事故に占める出会い頭事故の割合

ハイタクの類型別事故件数



	人対車両	車 両 相 互				車両単独	合 計
		正面衝突	追 突	出会い頭	その他		
2018年	2,124	70	2,596	2,454	4,063	651	13,526
2019年	2,006	77	2,156	2,241	3,846	683	11,009
2020年	1,395	39	1,380	1,506	3,149	516	7,469
2021年	1,256	49	1,284	1,424	2,588	535	7,136
2022年	1,280	38	1,310	1,427	2,603	611	7,269
2023年	1,522	38	1,411	1,479	2,621	595	7,666

*(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」
*交通事故件数は、ハイヤー・タクシー及び事業用の「その他事業用の自動車」を第1当事者とする交通事故件数

イ 路上寝こみ者の轢過事故防止対策

- ◆ 2023年中の法人タクシーの死亡事故件数は30件発生し、そのうち人との事故が約63.3%(19件)を占めている。人との事故のうち、路上寝こみ者轢過事故が約26.3%(5件)を占めている。

◆ 対策

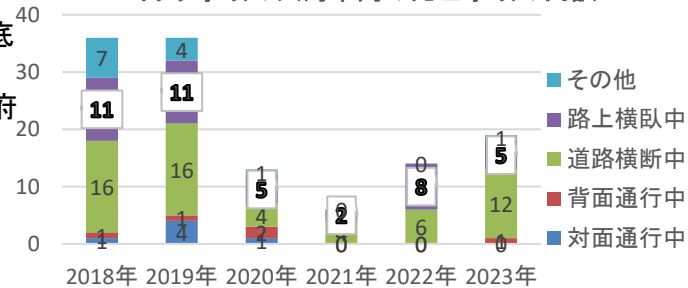
- ① 早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行の徹底
- ② 路上寝こみ者発見時の警察への通報と保護活動
 - * 路上寝こみ者等に係るタクシー協会等と各都道府県警察との協定等締結状況
⇒ 2024(令和6)年3月末 32協会

◆ 路上寝こみ者の轢過死亡事故件数の推移

2018(平成30)年 11件(構成率30.6%)
2019(令和元)年 11件(構成率30.6%)
2020(令和2)年 5件(構成率38.5%)
2021(令和3)年 5件(構成率50.0%)
2022(令和4)年 8件(構成率57.1%)
2023(令和5)年 5件(構成率26.3%)

* 構成率は、人対車両の死亡事故に占める路上寝こみ者轢過死亡事故の割合。

ハイタク事故の人対車両の死亡事故の内訳



	対面通行	背面通行	道路横断	路上横臥	その他	合 計	全死亡事故
2018年	1	1	16	11	7	36	46
2019年	4	1	16	11	4	36	47
2020年	1	2	4	5	1	13	46
2021年	0	0	4	2	0	6	11
2022年	0	0	6	8	0	14	22
2023年	0	1	12	5	1	19	30

*(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」
*交通事故件数は、ハイヤー・タクシー及び事業用の「その他事業用の自動車」を第1当事者とする交通事故件数

(3) 安全文化の確立

ア. 運輸安全マネジメント制度に係る取り組みの強化

- ◆ 「小規模事業者向け運輸安全マネジメントの進め方」の作成。(2017年(平成29年)12月)
- ◆ 事業者の取り組み事例
 - 明け番集会等を活用し、定期的に乗務員との安全に関する意見交換会の開催。
 - 乗務員と定期的な個別面談の実施。
 - グループリーダーが主体性を持った安全に関するグループ研修会の開催。

イ. 交通安全意識の醸成のための表彰の実施

全タク連においては、交通安全意識の醸成のため、以下の表彰を実施している。

- ◆ 交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰
「総合安全プラン2025」に掲げた目標達成に向け、各都道府県協会の交通事故抑止に向けた取り組みの一層の強化を目的として、交通事故削減に努力した都道府県協会を表彰する「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」制度を2011年(平成29年)から実施。
- ◆ 優良乗務員表彰
タクシー乗務員のうち、無事故無違反運転を長期間続け他の乗務員の模範となる優良な乗務員を表彰することにより、乗務員の資質の向上を図ることを目的に1966年(昭和41年)から実施。

ウ. タクシー事業の進化に関する決議の採択

ハイヤー・タクシー業界においては、少子・高齢化社会の急速な進展並びにGX(グリーントランスフォーメーション)、DX(デジタルトランスフォーメーション)の大きな潮流の中、地域公共交通機関として課せられた重要な使命を改めて自覚し、コロナ禍で約2割減少した運転者数の回復に全力を尽くす等様々な課題に一步一步着実に取り組み、成果を挙げることが重要である。

このため、全タク連においては、全国各地の会員事業者及び各都道府県協会と緊密に意見交換、情報交換を図りながら、

- 若者・女性・元気な中高年等良質な度ラーバーの雇用
 - 深刻化する人手不足への対応、復活したインバウンド対応のための外国人在留資格特定技能1号制度を活用した外国人ドライバーの雇用
 - 「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づいた交通事故防止の徹底
 - 2050カーボンニュートラル達成を目指し、電動車等の普及促進等による環境対策の推進
 - ユニバーサルデザイン車両の普及促進等によるケア輸送体制の整備
 - 妊婦応援タクシー・育児支援タクシーの普及促進による子育て支援の推進
-(中略).....

等積極的に実施する。

併せて、今後ともタクシー利用者ニーズに応えて安全・安心かつ、質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう財政・税制上の支援の更なる強化を要望する。

加えて、タクシー事業の生産性の向上及び乗務員の労働環境改善の原動力である運賃改定の適宜・適切なる改定実現を強く要望する。

右 決議する。

令和6年11月13日

第61回全国ハイヤー・タクシー事業者大会

エ. 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の周知徹底

- ◆ 国土交通省策定の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(タクシー事業者編)」を、全タク連において印刷製本(6100部)して会員事業者に頒布し、その周知徹底を図った。

オ. メールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用

- ◆ 国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」により発信されたタクシー関連の特異重大事故等を、全タク連において2半期ごとに死亡事故、飲酒運転、救護義務違反(ひき逃げ)及び健康起因事故等に分類、集約して、交通安全委員会(年2回開催)等各種会議資料として事故情報の共有化を図り、交通事故防止に活用した。

カ. ドライブレコーダーの画像活用によるヒヤリハット教育の推進

- ◆ 全タク連においては、ドライブレコーダーのヒヤリハット場面の画像を活用して、「何が要因であったのか」、「どのような状況であったのか」、「何を見落としたのか」など、ヒヤリハットとなった要因を運転者に確認させるヒヤリハット教育の普及・定着に努めた。
 - ドライブレコーダー導入車両数 13万6,764台(導入率約92.4%)
*ドライブレコーダー導入車両数は全タク連調べ(2023(令和6)年3月末)

キ. 健康管理マニュアル等を活用した乗務員の健康管理の徹底

- ◆ 全タク連においては、
 - 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(タクシー事業者編)」を製本化する際に、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を併せて掲載し、その活用の周知を図るとともに、平成29年からSASスクリーニング検査事業者の協力を得て、SASスクリーニング検査受検推進キャンペーンを毎年2月に実施。
 - 要再検査、要精密検査等の所見がある場合には、所見に応じた検査を受診させるなど定期健康診断の結果を踏まえた健康状態の把握に努める。
 - SASスクリーニング検査、人間ドック、脳ドックを受診させるなどして、健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。
 - 定期健康診断の確実な受診指導。
 - 眼科健診モデル事業への積極的参加。

ク. 飲酒運転防止対策ガイドラインの策定

- ◆ 全タク連では、飲酒運転防止の取り組みを一層推進するため、従来の「飲酒運転防止対策マニュアル」を全面的に改定し、正しいアルコール知識の教育と節酒実践法の指導の必要性等を盛り込んだ「飲酒運転防止対策ガイドライン」を2019年(令和元年)5月に策定した。

(4) 安全対策に関する各種講習会・研修会の実施等

◆ 全タク連交通安全委員会において交通安全等に関する講演・研修会を年2回開催。

- ・ 2019(平成31)年4月
「運転従事者における脳MRI健診の意義」
一般社団法人運転従事者脳MRI健診支援機構業務部長 野口一郎 氏
- ・ 2019(令和元)年9月
「健康起因による事故防止について」
国土交通省自動車局安全政策課課長 石田勝利 氏
「薬物濫用対策について」
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課課長補佐 田口勝美 氏
- ・ 2020(令和2)年9月
「令和2年道路交通法改正、第二種免許等の受験資格の見直し」
警察庁交通局運転免許課 課長補佐 大槻一哉 氏
「AIを利用した交通事故削減支援サービス」
(株)Mobility Technologies ビジネス開発部 部長 武田浩介 氏
- ・ 2021(令和3)年3月
「ハイタク事業における総合安全プラン2025(案)について」
国土交通省自動車局安全政策課長 石田勝利 氏
- ・ 2021(令和3)年9月
「運行管理の高度化について」
国土交通省自動車局安全政策課 主査 安原幸生 氏
「運輸防災・運輸安全マネジメントセミナーについて」
国土交通省大字官房 首席運輸安全調査官 木下典男 氏
- ・ 2022(令和4)年3月
「健康起因による事故防止について」
大原記念労働科学研究所 研究主幹 酒井一博 氏
「運行管理の高度化について」
国土交通省自動車局安全政策課 主査 安原幸生 氏
- ・ 2022(令和4)年9月
「運行管理の高度化及び視野障害について」
国土交通省自動車局安全政策課 専門官 上田 享 氏
- ・ 2023(令和5)年3月
「事業用自動車の安全対策について」
国土交通省自動車局安全政策課 専門官 上田 享 氏
「薬物乱用対策について」
警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課 課長補佐 小西孝治 氏
- ・ 2023(令和5)年9月
「運輸安全マネジメントについて」
国土交通省大臣官房運輸安全監理官付首席運輸安全調査官 小柳康一 氏
「飲酒運転事件から学ぶ」
元JRバス関東会長 山村陽一 氏
- ・ 2024(令和6)年3月
「ドライブレコーダーによるヒヤリハット分析の現状と可能性の拡大について」
東京農工大学スマートモビリティ拠点 名誉教授 永井正夫 氏
「運行管理の高度化及び健康起因による事故防止について」
国土交通省物流・自動車局安全政策課 総括課長補佐 小柳美枝子 氏
- ・ 2024(令和6)年9月
「運行管理の高度化及び健康起因による事故防止について」
国土交通省物流・自動車局安全政策課 課長 永井啓文 氏
同 専門官 奥平賢治 氏

※ 赤字は健康起因関連

◆ 各県協会レベルにおいても事業者、乗務員を対象に交通安全等に関する講習・研修会等を随時開催。

Ⅱ 今後の取組み等

1. 事故分析に基づく重点対策の一層の推進

◆ 出会い頭事故防止対策

○信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底

- ・ 相手車優先時の交差点通過 ⇒ 2段階停止の習慣づけ
- ・ 自車優先時の交差点通過 ⇒ アクセルからブレーキへの足乗せ換え動作の習慣づけ

○管理者等による同乗指導等

◆ 路上寝込み者等の轢過事故防止対策

○早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行の徹底

- ・ 早めのライト点灯、ライト上向き走行することにより対象者を早期に発見し、事故の未然防止を図る。(通年化して継続実施)
- ・ 乗務員向けリーフレット作成、配布

○路上寝込み者等発見時の警察への通報と防護措置

- ・ 対象者を発見した場合、警察に110番通報するとともに、自車を対象者の手前に停車させ、ハザードランプを点灯するなどして、警察官が到着するまで対象者の防護措置をとる。⇒ 警察署長等からの感謝状が増加しているところ。
- ・ 路上寝込み者対策に関する協定を警察と締結して実施。(2024(令和6)年3月末現在 32協会)

2. セーフティ・サポートカーの普及促進

◆ 衝突被害軽減ブレーキ等の標準的安全システムを装備したタクシー専用車両(JPN TAXI)の普及・促進。(2024(令和6)年12月現在、4万5,268台・法人約17.3万台のうち26.2%)

* 都内2万3,916台(都内法人約3万台のうち79.4%)



3. AI活用した効率的な配車システムの普及・促進

- ◆ 都市部においては、AIによる需要予測システムの導入により、新たに旅客自動車の運転者として選任された者の経験不足を補い、様々なところに注意を向けて乗客を探している空車時（流しで運転しているとき）の交通事故の削減に努める。



「2023年10月 GO株広報資料」から引用



「2018年3月 トヨタ広報資料」から引用

4. 第二種運転免許の受験資格の見直し等への対応 ～採用後の教育・研修制度の充実-強化～

- ◆ 第二種運転免許の受験資格の見直し
第二種運転免許の受験資格を「年齢19歳以上、運転経験1年以上」とする道路交通法改正法が令和4年5月13日施行された。
【第二種免許受験資格見なおし】
 - ※ 一定の教習を修了した場合、
 - ・ 経験年数要件 3年以上 ⇒ 1年以上
 - ・ 年齢要件 21歳以上 ⇒ 19歳以上
- ◆ 第二種運転免許に係る教習カリキュラムの大幅縮減
警察庁において、指定教習所での第二種運転免許に係る教習カリキュラムに関する調査研究について、令和6年9月に有識者委員会を立ち上げ、実証実験を行ったところ。同委員会の報告書を受け、令和7年度中に大幅なカリキュラム縮減が図られる見込み。
- ◆ タクシー業界の取り組み
第二種運転免許の受験資格の見直し、教習カリキュラムの縮減等の改正道路交通法の施行に向けて、道路運送法に基づく初任運転者研修に加えて、乗務員採用後の職場研修の在り方等について 関係省庁のご指導等を得て検討を進める。

令和7年度事業計画(交通安全委員会関係)

令和3年3月に策定した、「乗客の死者数ゼロ、飲酒運転ゼロ、死者数23人以下、重傷者数630人以下、人身事故件数6,060件以下、出会い頭衝突事故件数870件以下」の目標を掲げた「ハイタク事業における総合安全プラン2025」に基づき、令和7年までの達成を目指し、引き続き各種交通事故防止対策を強力に推進する。

乗客の死者数ゼロについては、従来から実施してきた、シートベルト着用を促すステッカーやシートベルト着用を促す自動音声案内等をより一層活用し、乗客のシートベルト着用の理解を促進する。

また、タクシーの特徴的な交通事故として重点対策に掲げた「出会い頭事故」及び「路上寝込み者轢過事故」の防止対策を業界の総力を挙げて取り組む。

また、次期「ハイタク事業における総合安全プラン2030」について、目標管理、実施施策等を最大限に考慮しつつ策定する。

「運輸安全マネジメント制度」の一層の浸透・定着を図るため、国土交通省策定の「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び全タク連作成の小規模事業者向け「運輸安全マネジメントの進め方」の普及徹底と運輸安全マネジメント普及・啓発促進協議会の行う認定セミナーの受講勧奨等に努める。

運転者の健康管理については、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づく指導の徹底に努めるとともに、「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」を活用し、定期健康診断の受診を徹底した上で、要再検査、要精密検査等の所見がある者については、確実に専門医を受診させる等必要な措置を講じる。

また、高齢、肥満、高血圧等複数の危険因子を持つ運転者に対しては、「SAS対策マニュアル」、「脳血管疾患対策ガイドライン」、「心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」及び「視野障害対策マニュアル」の認知度を高めるとともに、これらガイドライン、マニュアルに基づき、SASスクリーニング検査、脳MRI健診、心臓ドック等を積極的に受診させるなどして、健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。

また近年、運転者等の健康状態にも影響を及ぼすカスタマー・ハラスメント対策について、全タク連として、周知啓発用ステッカーを作成するほか、会員事業者に対し適切な対応について指導する。

飲酒運転の防止については、「飲酒運転防止対策ガイドライン」を活用するほか、出庫時、帰庫時の点呼における確実なアルコールチェックの実施と日常的な指導・監督を徹底し、飲酒運転の根絶を図る。

また、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転防止のため、警察と連携して覚せい剤・危険ドラッグの危険性についての研修会等を実施する。

運行管理の高度化については、同一事業者内遠隔点呼が令和4年4月に制度化され、事業者間の遠隔点呼については、令和5年11月より先行実施が開始された。また業務後自動点呼については令和6年5月より先行実施が開始された。

国土交通省においては、引き続き遠隔点呼、自動点呼、運行管理業務の一元化等の運行管理高度化の議論がなされており、全タク連として国土交通省と連携した実証実験等をさらに積み重ねて、その実現を図る。

第二種運転免許の受験資格の緩和(一定の教習を修了した場合、年齢19歳以上、運転経験1年以上)等を盛り込んだ改正道路交通法が令和4年5月より施行されており、国土交通省の二種免許取得支援等を活用しつつ、業界として若手ドライバーの雇用促進を図る。

道路運送法令に基づく初任運転者に対する研修のほかに、業界として取り組むべき採用後の職場研修の在り方等について関係省庁と連携して検討を行う。

令和5年10月に立ち上げた警察庁との勉強会において検討を重ねた結果、二種免許学科試験の多言語化、指定教習所での教習日数の短縮等について既に実現されたところであるが、ドライバーの確保・育成に不可欠な二種免許について、さらに迅速、効率的に取得できるよう検討を進めてまいる。

各季の全国交通安全運動や地域独自の交通安全運動等に主催団体の一員として参画するなど、交通安全活動を積極的に推進する。